

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年3月16日

東京都作業部会確認年月日 令和3年3月17日

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

確認の視点	東京都の見解		備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、東京2020大会のメインスタジアムとなるオリンピックスタジアムの運営に必要な土地・施設等を確保するにあたり、営業休止を余儀なくされる関連事業者への損失補償である。 オリンピックスタジアムは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。 延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月31日の合意では、民間及び国（JSCを含む）所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> オリンピックスタジアムは、東京2020大会のメインスタジアムであり、当該競技会場の運営に必要な土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 <p>効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> 補償対象は、施設の借り上げに伴い休業が余儀なくされる関連事業者に発生する損失である。 各施設の使用期間は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 		

	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定にあたっては、関連事業者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。 ・ 又、業務委託先である補償コンサルタントが検証を行っており、算定上、適正性、公正性が担保されているといえる。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 ・ V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り込むこと。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年1月16日

東京都作業部会確認年月日 定額未満

(契約変更に伴う再確認日 令和3年3月17日)

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、東京2020大会のメインスタジアムとなるオリンピックスタジアムの運営に必要な土地・施設等を確保するにあたり、営業休止を余儀なくされる関連事業者への損失補償である。 オリンピックスタジアムは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。 (令和3年3月16日 契約変更に伴う確認・追記) 延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月31日の合意では、民間及び国（JSCを含む）所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

	<p>・ オリンピックスタジアムは、東京 2020 大会のメインスタジアムであり、当該競技会場の運営に必要な土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。</p> <p>(令和 3 年 3 月 16 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>以下のとおり、組織委員会から説明を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 2020 大会の開催延期に伴い、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う。 ・ 既に工事が令和 2 年 1 月より着手されている当該施設については、組織委員会より上記②に該当するとともに、延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となる。 ・ これらを踏まえ、当該施設について、令和 3 年 10 月まで借用期間が延長されることから、その間休業が余儀なくされる関連事業者への損失補償は必要と言える。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>・ 補償対象は、施設の借り上げに伴い休業が余儀なくされる関連事業者に発生する損失である。</p> <p>・ 各施設の使用期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p> <p>・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。</p> <p>・ 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。</p>	
	<p>・ 算定にあたっては、関連事業者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国と「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。</p> <p>・ 又、業務委託先である補償コンサルタントが検証を行っており、算定上、適正性、公正性が担保されているといえる。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>・ 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借り上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>・ 当該事業者以外の関係事業者への補償額を含め、一層の経費</p>	

	<p>縮減を図り、V4 予算内に収めること。</p> <ul style="list-style-type: none">なお、予算内であることを確認しているが、令和元年度末に、大会経費の都の枠内であることを改めて確認する。 <p>(令和2年3月31日確認)</p> <p>大会経費の都の枠内であることを確認したが、全体経費について引き続き縮減に努めること。</p> <p>(令和3年3月16日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none">V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り込むこと。	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。